

## 確認事項(案)(堀野委員提出)

平成15年2月12日

委員 堀野 紀

1. 委員会の所掌事務には、司法研修所教官等の選任及びその事務の委嘱に関する選考の基準・方法等、そのあり方について調査審議することが含まれるものとする。
2. 最高裁判所は、委員会の所掌に属する事項については随時その運営状況等を説明するものとする。
3. 委員会の委員は、法曹三者4人(裁判官1人、検察官1人、弁護士2人)、司法研修所長、法科大学院教員3人、その他学識経験のある者4人とするのが適当である。
4. 最高裁判所は、学識経験者から委員を選任するに当たり、できるだけ多方面の意見を聴取して適切な選任が行われるように配慮するのが適当である。
5. 委員会は、年に複数回、必要に応じて機動的に開催するものとする。